

(第2刷)
小野小町は、必す、阿作からコピ-して下さい。

第九十四章

平安時代 (上)

小野小町は、13和です。
新・やまと物語 1巻に合わせ、13.5和に変更お願ひします。

15

平安遷都

延暦十三年(七九四)十月、桓武天皇は、
葛野の大宮地は、山川も麗しく、四方国の百姓の参でこ
むことも便に」
という、遷都の詔を出された。

ついで、同年十一月、桓武天皇は、
「此国は山河襟帯(山が襟のように囲んで聳え、河が帯のよう
に流れていること)、自然に城を作す。斯形勝によりて新号
を制すべし」

と述べ、山背国を『山城国』と改め、また万民が平和をた
たえることができるようにと、この都を『平安京』と名づ
けられた。(日本の歴史③)読売新聞社、九頁。「広辞苑」(山
河襟帯)参照)

*

因みに述べる、平安遷都のこの年(七九四)、朝廷か
ら遣わされた使者が阿蘇神社に於て公事を行なった、とい
い、――また二年後(七九六)、阿蘇の神霊池の水が二十
余丈も減った、と『類聚三代格』や『日本後紀』にみえる。
(新・熊本の歴史②)古代下、熊本日日新聞社、二〇七頁参
照)

53587

桓武天皇の延暦十三年(七九四)に朝廷から阿蘇神社へ
遣わされた使者達は、阿蘇の神に、平安京への遷都のこと
を報告し、そして長久の平安を祈願したのではなからう
か。

なお、この二つの記事が、阿蘇山について記された(正
式に記された)『日本最古の記録』である。(新・熊
本の歴史②古代下、熊本日日新聞社、一〇七頁参照)

なにはともあれ、十年もかけて都づくりをすすめてきた
長岡京を放棄し、^{おなじ山城国(京都府)とはいえかな}
り奥まった京都盆地へと、桓武天皇は都を遷されたのだっ
た。(日本の歴史③平安貴族、読売新聞社、一六頁参照)

淀川上流の『京都盆地』は、しいて言えば、菊池川上流
の『菊鹿盆地』(菊池・山鹿一帯の盆地)に相当すると言え
なくもない。…しかしながら、《かなり違っている》と
いう印象の方が強かった。

淀川の支流である木津川・宇治川・桂川などの流れがあ
り、東西および北方に山々が連らなつて自然に城塞を形成
している「山河襟帯」の『平安京』一帯の地は、なるほど
人々に、——居ながらにして大倭国(肥後国)を想い起こ
させる地形ではなかった。

平安朝初期

桓武天皇の延暦二十四年(八〇五)、藤原緒嗣が、
「いま、天下の苦しむところは、軍事(東北の経略)と造

作(遷都以降も続けられてきた平安京の造営)とである。こ
の二事を停めれば、百姓は安堵するであらう」と論じた。
そして、朝議の結果、平安京建設は中止され、造宮職も
廃止された。

なお、その後、公式に造宮職がおかれた形跡はなく、平
安京の造営は、ついに未完成に終わったとする見方がある。
(日本の歴史③平安貴族、読売新聞社、一七、一八頁参照)

*
翌年の延暦二十五年(大同元年=八〇六)、桓武天皇が薨
去され、皇太子安殿親王(平城天皇)が即位された。
平城天皇は、元来病弱であり、その在位期間も短く、大
同四年(八〇九)には病を理由に、弟神野親王(嵯峨天皇)

に譲位された。
■嵯峨天皇は、弘仁十四年(八二三)四月に異母弟大伴親
王(淳和天皇)に譲位するまで十四年間皇位にあった。譲
位後も実質的な皇権は上皇のもとにあったようである。詩

5.359^P

文にもすぐれ、空海・橘逸勢と共に三筆と称された。また、『弘仁格式』『内裏式』『新撰姓氏録』の編纂、年中行事や儀礼の整備など後世に与えた影響は大きい。桓武天皇とともに平安初期の皇権を代表する天皇である。

■淳和天皇は、桓武天皇の皇子で、在位十年（八三〇）

（三三）。嵯峨上皇との協調のもとに、前代の政治路線を継承し、民政の安定につとめ、良官能吏を登用した。比較的

政治抗争のない安定期だった。

■仁明天皇は、嵯峨天皇の皇子で、在位は十七年（八三三）（八五〇）に及んだ。この時代は、薄葬など儉約が励行される反面で、文華がきわだって栄えた。また藤原北家が勢力を伸張する時期である。（『日本史辞典』東京創元社）

《山城天皇》《嵯峨天皇》《淳和天皇》（仁明天皇）参照）

小野篁の子、良実

みるかげもなく荒れはてた大倭国（肥後国）の古京に、あるとき（仁明天皇の承和六年、西暦八三九年のことであったろうか）——一人の罪人が流されてきた。

それは、大宰大弐小野岑守（遣隋使小野妹子の玄孫）の孫であり、小野篁（八〇二〜八五二）の子である『小野良実』（小野良真とも書く）だった。（『広辞苑』小野篁）『日本史

17

辞典「東京創元社『小野篁』等参照）

桓武天皇の延暦二十一年（八〇二）生まれの小野篁は、仁明天皇の承和六年（八三九）当時三十八歳であった。従って、篁の子良実は、この時せいせい十七・八〜二十歳ほどだったように想像される。

しかしそれにしても、小野良実にどんな咎があったというのだろうか。以下、ここへ至る迄の経過を振り返ってみてみることにしよう。

小野良実の父篁は、当代指折りの学者であり、歌人としても名をなしていた。

小野篁は、嵯峨天皇の弘仁十三年（八三二）、二十一歳の時文章生の試験に及第した。のち、東宮学士となり、仁明天皇の承和二年（八三五）三十四歳の時には《書序の傑作》といわれる『令義解』（養老令の注釈書）を撰進した

りした。（『日本史辞典』東京創元社『小野篁』。他参照）

この当時、

「小野篁の文章は天下無双、草隸（草書の別名）は二王（中国の書家王羲之とその子王献之）に譲らず」といわれたという。

5360^p

839 38 1
802 1
37 37

同 5364^p 96

822 21 1
802 1
20 20

なお、小野篁は、漢音直読の学风に育ち、中国音によつ

てただちに理解したようである。〔世界大百科事典〕平凡

社〔小野篁〕参照)

こうしたことから篁は、翌承和三年(八三六)、遣唐副

使に抜擢された。

遣唐大使(長官)藤原常嗣が率いる第十七次遣唐使は、

承和三年(八三六)七月に、四隻・六百余人の編成で出發

した。

ところが、出帆後間もなく、第一・第四船が肥前国に廻

着、第二船もついで廻着した。しかし第三船は船体破壊し

て、対馬に流れ着き、乗員百四十人中助かつたもの二十五

人で戻つた。

翌承和四年(八三七)七月、再び三船を以て入唐を企

てたが、これまた五島を出てまもなく、折りからの暴風の

ため途中で引き返さざるをえなかった。船は少なからず破

損した。ことに大使の乗る第一船の破損がひどかった。

さて、船は修理されたものの、再出發という時になつて、

大使藤原常嗣は第一船に乗らうとせず、

「副使の第二船と交換せよ」

と言ひ出した。

小野篁は、藤原常嗣のそういう態度は「己が福利を以て

他の害損に代ふる不当なものであり、それに甘んじてま

で渡唐するより、祖国に留まつて「水を汲み薪を採り、ま

さに匹夫の孝を致」したほうがよほどよい、といつて乗船

を拒否した。それは、承和五年(八三八)のことであつた。

〔遣唐使〕森克己、至文堂、一一八頁。「教養人の日本史」(1)

門脇慎二・田辺昭三、社会思想社、二五八頁参照)

小野篁は、仮病をつかつてとうとう船に乗り込まなかつ

たばかりか、「西道謠」という詩を作つて遣唐使の去つてを

諷刺し、そつた。

この為、嵯峨太上天皇の怒りにふれ、——その同じ年の

承和五年十二月十五日、小野篁は隱岐國(島根県)へ流さ

れることになつた。

●『続日本後紀』に、

「(承和五年十二月十五日)嵯峨太上天皇覽テ之ヲ、大怒リ

合レテ論ズ其ノ罪ヲ。故ニ有ニ此ノ竇謫ヲ

とあり、

●『公卿補任』にも、

「(承和)五年十二月十五日、止メテ官ヲ配ニ流シ隱岐國ニ

とあり、

●『文徳実録』仁寿二年十二月二十二日条の篁伝に、

「(承和)六年正月、遂以テ押レテ詔ニ、除名ヲ為シ庶人ニ

5,361P

本系 ①5392 F 64

配流 隱岐國

とある。

「對捍詔旨」(天子の命令に従わずさからうこと)の罪は、律条によれば絞首刑と規定されているが、小野篁は、死一等を減せられ、隱岐國へ配流となつたのだつた。(日

本の歴史)③平安貴族、読売新聞社、二六頁。「小野篁集・篁物語の研究」平林文雄、和泉書院、一八五頁参照)

門脇植一、社会思想社、二五九頁参照)

小野篁は、貴族にしては「家素清貧」といわれていたが、その博学・能文・能書ぶりについては、「当時の本識なり」とたたえられたほどのものであつた。「教養人の日本史」(1)

ゆく途中、次の二つの歌を作つた。
小野篁は、承和六年(八三九)正月、隱岐島へ流されて

① 謫行吟七言十韻 (これは今日伝わっていない)

② わたの原八十島かけてごきいでぬと

人にはつげよあまの釣舟
「わたしは大海原の八十島の隱岐國を自指して漕ぎ出して
いったと、都の人に伝えてほしい。釣舟の漁士よ」という二つの歌である。(世界大百科事典「平凡社」小野篁)

参照

殊に、小倉百人一首中に収められている

「わたの原八十島かけて……」

の歌は、現在も広く知られ、愛唱されている。

もつとも小野篁は、隱岐國には一年程いただけで、すぐ

に京へ召された。

■「承和七年(八四〇)二月辛酉(十四日)、召一流人小野

篁」(「公卿補任」、「続日本後紀」)

■「(承和)七年四月有詔特徴(特に呼び出して手厚

くもてなすこと)」、「文徳実録」の實伝)

■「同年(承和七年)六月辛酉(十七日)入京。披黄衣、以

拝謝」(公卿補任)

などとある。「小野篁集・篁物語の研究」平林文雄、和泉書

院、一八五頁参照)

また、ここに予め、その後の小野篁の概略の経歴を列記

しておくことにしよう。

■「承和八年(八四一)閏九月に正五位下となり、十月には

刑部少輔となつた。

こうして、承和五年十二月に罪を得て、その三年後の承

和八年には本官に復したが、わずか三年で本官本爵に復し

たのは、特例と考えられる。

5,362 P

それというのも、嵯峨帝(七八六〜八四二)が、篁の文才を愛されたからであった。(公卿補任)

また、「対捍詔旨」とはいえ、もとはといえ、大使藤原常嗣の偏頗(不公平)な処置に憤慨しての詩人の我儘から発したものであるとして、同情的な理解を示された結果

によると考えられる。(小野篁集・篁物語の研究「平林文雄、

和泉書院、一八六頁参照)

■承和十四年(八四七)正月十二日に、参議となった。

(続日本後紀)

■承和十五年(八四八)正月に、左大弁となった。(文徳

実録」の篁伝)

■仁寿二年(八五二)(三度目の)病に倒れた。

文徳天皇は深く憐れみになり、錢穀を賜って慰問され、

家に就いて従三位をお授けになった。

病篤きに及んで、篁は諸子を集め、

「氣絶則殮(かりもがり)。莫(し)令(し)人知(し)」。人に知らしむなかれ

「死と同時に葬れ。人に知らせるな」

と遺言した。(文徳実録」の篁伝)

■仁寿二年(八五二)十二月二十二日、参議左大弁従三位

小野朝臣篁は、五十一歳で薨じた。(文徳実録」他)

小野篁は、世に『野相公』とも『野宰相』ともいわれた。

(日本史辞典「東京創元社『小野篁』。「広辞苑」『小野篁』参

照) 小野篁の作品は、「古今集」以下の勅撰集、および「経

国集」「和漢朗詠集」に収められている。(人名大辞典「谷

山茂、むぎし書房『小野篁』参照)

*

それでは、小野篁の子である良美は、一体どうした

わけで、遠流となったのだろうか。

その詳細についてはよく分からないが、

小野良美は、人の讒言(いつわって他人をあしざまに言う

こと)によって、肥後国の『合志』へ流された

と言い伝えられている。

●なお、持統紀十年四月二十七日条に「肥後国皮石郡」と

ある。また、和名抄に「合志郡(加波志)」とあり、今の

熊本県菊池郡南部の称であるという。(『日本書紀』(下)日本

古典文学大系、岩波書店、五三〇頁、注十二参照)

●そこでこの物語においては、

『合志』・『合志原』・『合志郡』

と記述する。

■ともあれ、

「小野良美は、承和年間(承和元年(八三四)一月三日)承

5363 P

和十五年(八四八)六月十三日)に肥後国合志(小野ノ里)へ流され、—承和七年(八四〇)三月終に帰洛の勅命を蒙(か)むった(第三十四章〈徑百余歩の塚〉の項において既述。追って詳述したい)

■つまり、
①小野良実(よしののり)は、承和年間(八三四〜八四八)の前半のある年に、肥後国合志へ流された。

②その後、承和七年(八四〇)二月十四日に父篁(たけ)が京へ召されたのに引き続いて、—翌月の三月に、子良実(よしののり)も帰洛を許された

を許された
どうしてか分かる。

■それはそうと、父篁(たけ)が隱岐国へ流されることとなった承和五年(八三八)十二月十五日以前に、子良実(よしののり)が肥後国へ流された、—という経緯(けい)が考えられるだろうか。そんなことは、有り得ない(あ)ように思われる。

なぜならば、
●子良実(よしののり)が、讒言(ざんげん)により流刑者(りゅうけいしや)となった後に、…父篁(たけ)が、遣唐副使(けんとうふし)に拔擢(たくてき)され、
●その後、篁(たけ)が、大胆(だいたん)にも大使藤原常嗣(おほふじのつねつぐ)と船を奪(うば)いあつたすえ、仮病(かりびやう)をつかつて乗船(じやうせん)せず、さらに「西道謡(せいどううた)」という

詩を作(つく)って遣唐使(けんとうし)をそ(そ)した、
などとは、到底(たいてい)考え(かんが)えられないからである。

■即ち、仁明天皇(にんめんてん)の承和五年(八三八)十二月十五日に父篁(たけ)が隱岐国(おき)へ流(なが)されることとなつた後に、—子良実(よしののり)もまた、あらぬ讒言(ざんげん)により、肥後国(ひご)へ流(なが)されることになつたのだらう、と想到(しやうた)される。

■*ニ行仲はボク*としてあえて言えば、恐(おそ)らく、

良実(よしののり)は、承和六年(八三九)に肥後国(ひご)へ護送(ごそう)されてゆき、…翌承和七年(八四〇)三月に帰洛(きりやく)の勅命(ていめい)を蒙(か)むつたのであらう

と推察(すいさつ)される。

■尚、先(まづ)にも述べたように、

《承和六年(八三九)当時、父小野篁(よしののり)は三十八歳(さんじゅうはちさい)だつた。従(したが)つて、篁(たけ)の子良実(よしののり)は、—せいぜい十七・八(じゅうしち・はち)二十歳(にじゅうさい)ほどであつたらう》
と思(おも)われる。

*

■参考(さんこう)迄(まで)に述べると、
●小野朝臣(よしののあそみ)の本拠地(ほんきょち)は、近江国(おうみ)滋賀郡(すしかぐん)小野(よしの)の邑(むら) (琵琶湖(びわこ)西岸(せいがん)、大津市(おおつ)の北方(ほくほう)約(やく)十六(じゅうろく)里(り)にあつた、

という。(扶桑(ふそう)故事(ご)要略(ようりやく)〔僧盤(そうばん)察(さつ)〕。小野(よしの)小町(こまち)「前田(まえだ)善子(ぜんこ)」

5:364 P

三省堂、一四六頁参照)

■として、「小野氏系図」に見られるように、小野氏の一族は、本来武人の系統で、この当時北辺の最前線の鎮護に當ることが多かった。

永見は征夷副将軍で陸奥介(陸奥守とする本もある)、その子滝雄は出羽守、峯守も陸奥守を勤めたし、峯守の子の

望も陸奥守に任せられている。

さらに別の系図によると、忠範も出羽守を勤め、保衡も

陸奥守に任せられている。

また、道風の弟春風が鎮守府「蝦夷を鎮撫するために陸奥

國におかれた官庁)の副将軍として大なる功があったこ

とは有名である。

このように、小野氏と陸奥・出羽とは、切っても切れない

関係にあった。(「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、三

一〜三頁参照)

なるほど、峯守(望の父)、望、葛絵(葛絵とも)、好古

(望の孫または甥)などは、大宰大弐(次官)に任じられた

という。

しかしやはり、九州、ことに肥後國は、小野氏の地盤か

ら遙かに遠い、馴染の少ない所であったことがうかがえる。

すなわち、小野氏と縁の少なかった九州・肥後國の合志

原に、小野良実(よしざね)は流されたといえようか。

望は、小町の祖父かどうかについて

『大系図』及び群書類従卷第六十三所収『小野氏系図』

によれば、

「小野望の二男出羽守良眞の二女が、小町である」

という。

●この説は、『大日本史』にも引かれ、

「小野小町、不詳一審、其所出本末。或曰参議望孫

也。父、曰、良眞出羽守。」

とある。

●また、『百人一首一夕話』(尾崎雅壽)中にも、

「小野小町祖つまびらかならず、古説に参議望の孫也とい

ひ、小野良實のむすめといひ、又常澄の女、常澄の女など

いふ説あれど、いづれもたしかならず」

とある。(「小野小町」前田善子、三省堂、一四三頁参照)

ともかくもこれらの書は、小野小町について、

●小野望の孫、

●小野良実(良實)(良眞)の子、

という説を掲げている。

*

5.365P

■ところが現在

〔篁と小町との『祖父・孫』という関係を、否定して考え

る説〕

が主流になっている感がある。

仮りに、承和八年（八四一）、篁が四十歳の時に孫娘小

町が生まれたとすると、遍昭出家（八五〇）の数年後の作

とされる小町の歌

岩の上に 旅寝をすれば いと寒し

昔の衣を 我にかさなむ

は、小町が十歳台前半頃に作ったことになる。

しかし、

「十歳ぐらいの少女が作ったにしては、この歌はませすぎ

ている」

とい、この観点に立って、

〈篁（八二〇〜八五二）が十九歳〜三十三歳の時に、小町

が生まれたのであろう〉

とするさまざまな説が生じ、入り乱れている状態となって

いる。

たとえば、一次のような説がある。

①弘仁十一年（八二〇）篁十九歳の時に、小町出生。〔当

然、祖父・孫の関係にないものとしての説である〕（前田

5.366 P

善子・角田文衛の両氏）

②天長三年（八二六）篁二十五歳の時に、小町出生。（横田

幸哉氏）

③承和元年（八三四）篁三十三歳の時に、小町出生。（岡一

男氏）

といった説である。（小野小町攷「小林茂美、桜楓社、四五

頁参照）

いずれも、『篁を祖父・小町を孫』とするには、無理が

あるようだ。

■また、篁と小町との関係について、特に積極的に明確に

は触れない多種多様の多くの説がある。（「小野小町」前田

善子、三省堂、一四五〜八頁参照）

これらの諸説に関しては、のちほど述べることにしよう。

（第九十五章〈小野小町想つまびらかならず〉の項に於て述べ

たい）

■そして、『篁と小町との関係』の妥当性を追及摸索し、

文献を調べあげ、考えあぐね、往きつ戻りつの思案の末

……ついにこういう結論になるようである。

「孫をもつ祖父の年齢を、常識的に四十歳ごろと仮定して

みると、逆算によって小町の誕生は承和八年（八四一）と

なり、遍照と歌問答した八五一年には十一歳の少女になる。

いかに天性の才女でも、三十六歳の遍照を相手とするにはま

せすぎている。そのような次第で、篁（八〇〜八五二）

の生没年は動かないのだから、その孫として小町を位置づ

けた『小野氏系図』説は成りたない。そこから『篁の娘』

説や、『瀧雄の娘』説などが提案されてくるのだが、これ

とで確かな決め手があるわけではない。小町の確かな

生没年を求めることは、不可能なのだ』

という。（『小野小町攷』小林茂美、桜楓社、四五〜四六頁参照）

つまり、

「何は兎もあれ、小町の伝記は、結局不明の一言に盡きる」

と言われている。（『小野小町』前田善子、三省堂、一四二頁

参照）

これども

たけなご世の中には、十歳くらいですでに少々おませな女の

子こいるものである。

この物語では、「小町は篁の孫である」とする『小野氏

系図』を信じて、考察してあることにはある。

いや、平安前期の歌人小野小町の人物像およびその時代

背景を考えるに当って、決して動かしてならない原点は、

「小町は、篁の孫である」

ということだろうと思われる。

5,367 P

この原点に、あくまでも固執し、……小町の生い立ち、

およびその後の宮廷生活等々について、以下、書き進めて

ゆきたい。

・くもしも原点を動かしたならば、根を絶えたくさ草

のように、とりとめもなくさ迷うことになるう

と危惧されるからである。

七国神社

それは定かでないが、……小野篁が隱岐島へ流されてゆ

くときに「わたの原八十島かけて」の歌を詠んだ年、仁明

天皇の承和六年（八三九）のことであつたらうか。

篁の二男良実は、讒言により、妻と娘（備前）という名

の女の子）とを残して九州・肥後国へ流されてきた。

そして良実は、往時の面影さえも留めていない合志の原

の、広漠とした平原に立った。

話に聞いていたとおり、東には雄大な阿蘇の外輪山が聳

え立っており、西には低く連なる熊ノ岳（金嶺山）の山

並があつた。

しかし、あの栄光の都は、いったい何処へ消えてしまつ

たのか。五重の城柵や十二の宮城門も無く、着飾つた大宮

人達の姿も見られない。——その昔の華やかな歴史は、も

は、『日本書紀』や『古事記』の中に、すっかり埋没してしまっただけだろうか。

この土地に住む者達に、それとなく尋ねてみて、……昔日のことについて知っている者はいないようであった。

小野良実は、古京の西北隅に位置する横山の麓に身を置く為にやってきたのだった。(四角)第12・13図参照)

そこには、誰が建てたのだろうか、すでに小さな堂宇があった。

十六年前の孝仁(弘仁)十四年(八三三)に建立されたというその祠(神をまつる小さなやしろ)には、

天照大神
田心姫神

鵜萱葺不合神
神武天皇

つまり、この神社では、当初、

天照大神の娘『田心姫』

丁度このあたりで長髓彦を撃ち、大倭国の基礎を築いた『ハクニシラス天皇』(崇神天皇になぞらえられる神武天皇)

神武天皇の父『鵜萱葺不合神』(神功皇后)の四柱の神が、祭神とされていたのだった。(第三十四章<徑百余歩の塚>の項において既述)

5,368P

小堂宇の裏手(北方)の山『横山』の山頂には、二上あたがみの塚があった。

「卑彌呼(神功皇后)の徑百余歩の塚は、大倭国(肥後国)の合志原の都の外郭城内、西北の隅に位置する横山(約一五〇步)の頂上に作られた」と仮定したい。(第三十四章<徑百余歩の塚>の項において既述)

小丘『横山』の山頂は、二つの櫓を伏せたような形をしており、……あえていえば、妊婦の頭部と腹部とを表わしているように思われる。

察するどころ、我が国の往古の人々は、

「予め、女人の姿をした塚の腰に石をさしはさんでおき、……ほぼ十月十日後の開始にこの石を押し開き、産道(義道)から出生した子に地位と名と年とを継承させる」という『天石窟の儀式』(襲名の儀式)をとり行なっていたのであろう、と想像される。(神功撰政前紀。神代紀上第七段<天石窟>参照)

なお、参考迄に述べておきたい一点がある。

①我が国では、京城の西北隅に卑彌呼(神功皇后)の徑百

余歩の塚が築かれた時から以降、

「祖霊は、西北の隅にあらわれたも」

と言い伝えられることとなって、——屋敷神を西北の隅に

祀るようになったのではなからうか。

そして又、家の中においても西北の隅は清浄な場所であ

るとされ、神棚を設けるのに最もふさわしいところと考え

られるように~~な~~たのかも知れない。

●「邸宅を守護し、一家の繁栄と家族の安寧息災を守る

『屋敷神』の祠は、西北(戌亥)に建てて東南(辰巳)向き

は大吉。云々」

●「西北(乾)は、神仏を祀るに大吉」

という。(昭和五十二年神宮寶曆「神宮館、二二四、二一六

頁。他参照)

②正始九年(二四八)頃、卑彌呼(神功皇后)の塚が宮城

から見て西北方の小丘『横山』の頂に築かれ、——それか

ら四百年ばかりの年月が流れたころ、聖徳太子の意向に沿っ

て、神功皇后の御陵も畿内へ移さざるをえなくなった、と

想察される。(第1表参照)

そんなとき、邪馬台国の古の都を慕う人々は、

「平城宮の西北方の地に、神功皇后の御陵をお遷ししたい」

26

5,369 P

と切望したことであつたらうか。

こうしたわけで、平城宮の西北方・佐紀の丘に、神功皇

后の御陵が築造されたのだらう、と推察される。(第三十

四章〈徑百余歩の塚〉の項において詳述)

■すなわち、にある

〈平城宮の西北方●神功皇后陵に相当するところは、……

肥後国合志原の横山頂上の『二上の山』である

とこの物語では考えてみたい。(●~~見~~第12・13図参照)

*

その二上の塚は、長い間打ち捨てられてきたのであろう。

見るかげもない、ただの山塊と化していた。

神話のなかの人となつてしまった日御子(卑彌呼)の霊は

前に深々と額衝く小野良実の胸には、若さゆえの一途なま

での苦悩があつた。

「天照大神よ」

ややあつて良実は、その陵をふり仰ぎ、凝視しながら言っ

た。

「これまで逐一、御覧覧になつてこられた通り、日本の歴

史は大きく書き改められ、そして世の中はすっかり変わっ

てしまいました。あなた様は、今のこの有様を、どうお思

いになつておられますか。……これで、果たして良かった

因みに述べて

平安朝初期の大同二年(八〇七)に齋部広成が撰述した『古語拾遺』の序に、——箱口令が敷か

れていたことを思わせる次のような記述がある。

「蓋し聞く、上古の世、未だ文字有らず、貴賤老少、口々に相伝へ、前言往行、存して忘れず。書契(①文字。②証

拠に用いる書きつけ)ありて以来、古を談ることを好まず。浮華(うわべだけ華やかで実質のないこと)競ひ興り、還りて旧老(老人)を嗤ふ。遂に人をして世を歴て弥新に、事

をして代を逐ひて変改せしむ。顧みて故実を問ふに、根源を識ること靡し。国史・家牒(氏族伝来の記録)、其の由(由緒)を載すと雖も、一二の委曲、猶遺りたる有り。愚

臣言さずは、恐るらくは絶えて伝ふること無からむ。幸に召問を蒙りて、蓄憤を擲べまく欲す。故、旧説を録して、敢へて上聞す、と云爾り」

とある。(第九十三章 奈良時代「箱口令」の項において既述)

この序は、文面通り、

「ごく最近、書契(文字)が用いられるようになった。それ以来、人々は古を語って口伝えに伝承することを好まな

いようになつてしまつた。実質のない華やかなことのみ競い興つて、そんな世相の中に育つた若者達は、——(口々に相伝えていた上古の人々と同様に)文字の知識を持ってい

のでしようか」

良実は、両手を合わせた。そして、瞑目し、身じろぎもせず心を澄ませていたが、——やがて再びかっ」と目を見開

くと、鋭くこう言つた。

「あなた様曰御子が輝やかしい御威光をもつて大倭国を統

治された御代は、ほんの六百年ばかり前のことであつて、そんなに昔だとも思えませんのに、——なんと、あなた様

が御住まいになつておられたこの大倭国の栄えある都(平城京)を、さらにもまだ、後の世に伝えなければならぬ筈の我

が国創建以来の真実の歴史さえもが、永遠に忘れ去られよ

うとしてい

うとして、続けてこう言つた。

「厳しくも、書契(証拠に用いる書きつけ)によつて口を封ぜられた者達は、後難を恐れ、古については語ることを避けるようになつております。そして、もはやすでに、

《多くの者が、日本の真の歴史を知らない》

のが現状です。このようなことが、あつてよい願ひのでありましようか」(「古語拾遺」序参照)

良実の血潮は、抑えようとしてなおのこと、一層激しく、沸き返るよ

*

5,370

ない旧老(老人)達を嗤った。世は新に更改され、顧みて故実を問うても、若者達は根源を識ることもない)

という意味なのであるか。

そんな筈はあるまい。

●ここに、

「旧老(老人)を嗤ふ」

とある。

つまり、表向き、

〈文字の知識を持つ若者達が、——文字の知識を持ってい

ない老人達を嗤った〉

という意味に解される。

●しかしながら、

〈大陸から日本にもたらされた漢字が、わずか数年、数十

年の間に急激に普及して、若者達の間だけで一般化した〉

とは到底考えられない。

●すなわち、

〈上古の世ばかりでなく、奈良時代半ば頃に至ってさえも

未だ文字は使用されていなかったが、……ごく最近、(人

の一生中の極めて短期間に)突然、文字が若者達の間にな

け広くゆきわたる用いられるようになった〉

などとは考えにくいことである。

5.371 P

●『古語拾遺』のこの文章は、奇妙であり、充分注意して読むべきである。

①なお、

〈会稽の東冶から渡来した倭人達は、当初から漢字『吳音』

(別名、和音とも称される)の知識を持っていた〉

ように思われる。(第六章〈呉の字を付した言葉〉。第二十七

章〈文字〉の項において既述)

②また、参考までにあえて述べるど、

〈周(前一〇〇頃、前五六)の時代に日常的に使用さ

れていた『咫』等の長さの単位は、……周滅亡後も、

閩越地方(福建省)の山岳地帯あたりで、ほそぼそとなが

らも連綿として用いられてきたのだらう。そして前漢

第七代の武帝(在位前一四一、前八七)のころ、閩越地方

奪回をあきらめた太伯の後と自称する倭人達(＝呉王の子

孫達)により、東海はるかかなたの日本列島にもたらされ

たのであらう〉

と推察される。(第六、七章、第二十章において詳述。第

一表、第1図参照)

*

そもそも、

〈上古(西暦六四六年の孝徳天皇の大化改新まで(広辞苑)の

世に、すでに、多数の書物が存在していた
ということが、記紀等の諸文献から分かる。

それなのに、『古事記』『日本書紀』以前の書籍が悉く消
え失せてしまって、後代に伝わらないということは、何と
いっても不自然である。

これらの書籍は、
〈すでに正実^{せいじつ}に違い、多く虚偽^{きょゐ}を加えた書といふべきであ
り、国家の根本・天皇政治の基礎^{きそ}を脅かすものである〉
と見なされて、その存在を許されず、密かに抹消されたの
ではないだろうか。

このようにして、自ら『古事記』『日本書紀』が日本最
古の書となったのであろう。
ここに朝廷は、後代の人々の不審^{ふしん}の念を除く為、
〈上古の世には、未だ文字が一般的に使用されていた訳で
なく、つい最近まで貴賤^{きせん}老少^{らうしやう}、口々に相伝えていた〉
ということに、考え方を統一しようとしたと想像される。

ともあれ、記紀以前に溯り得る書物がないのだから、や
やもすると現代の我々は、
〈記紀以前には、文字はまだ普及しておらず、貴賤^{きせん}老少^{らうしやう}
口々に相伝えていたのだろう〉
と思い込みがちである。

5,372⁷

さて、『古事記』および『日本書紀』が「邦家の経緯^{けいゐ}・
王化^{おうか}の瓊基^{じゆき}」(国家の根本・天皇政治の基礎)とされたとい

うのに、…一方、密かに、
「貴賤^{きせん}老少^{らうしやう}、口々に相伝へ、前言^{ぜんげん}往行^{わんかう}、存して忘れず」
という状態が続いて本来の歴史が語り継がれていったなら

ば、二つの矛盾した歴史が後世へ伝わることになる。
人々の口伝による伝承を断ち切るには、どうしたらよい
のだろうか。

『史記』(周本紀)には、
「民の口を防ぐは水を防ぐよりも甚だし。敢てこれをなす
時は、積怨^{せきえん}爆発^{ばくぱつ}して大害をなす」
とあり、人々の口を封ずることのむづかしさが示されてい

る。
しかし、どんなに困難^{こんなん}であろうとも、どんなに多年^{たねん}にわ
たろうとも、――親から子へ、子から孫へと忍びやかに口
づてに伝えられる『本来の歴史』を根絶させないことには、
〈真の目的が達成された〉
とは言えないのである。

こうしたわけで、奈良朝および平安朝の貴族・豪族^{ごうぞく}は
じめとする有識者達は、書契^{しよせき}(証拠に用いる書きつけ)に

よって縛られることとなり、必然的に、古を談ろうとした
ようになっていた、と推察される。

ところが、『日本書紀』を唯一の師として育った若者達
は、浮華に溺れ、朝廷の敏心を買おうと競いあい、――書
契(契約)に縛られて押し黙りがちな旧老を、

<そんなことも知らないのか>
と嗤った(さげすみ笑った)、ということなのかも知れない。

しかしそうした若者達に、故実(昔のことから)を尋ね
てみると、……哀しくも情ないことに、根源(物事のもと)

については何も識らないのだった。
齋部広成は、物言えぬ世相の中にありながらも、朝廷の
目を逃れる為、**醜**精一杯の擬装をこらし、この当時の真実

の内情を後世へ伝えようとしたのであろう。
まかりまちがえば、身を滅ぼすことになったかも知れな

いのである。

*
また、紫式部は、『源氏物語』〈螢〉の中で、

「神代以来この世であったことが、日本紀などはその一部
分にすぎなくて、物語の方に正確な歴史が残っているので

しよう」
と、源氏にいわせている。

5,373^P

紫式部は、一体何を言いたかったのだろうか。

もしかしたら紫式部は、

<日本書紀に書き綴られている記事の多くが作爲的なもの
であって、真実の歴史は一部分にすぎず、物語(ちよっと
したつまらないはなし)の中にこそ、正確な歴史が残って
いることが多い>

と見ていたのかも知れない。

*

恐らく、『日本書紀』などの歴史書には、本当の意味での
真実はほんの一部分しか述べられておらず、……先祖代々

大切にされてきた我が国の歴史のほとんどが、故あって、
書き改められ、あるいは抹消されてしまったのであろう。

人々は、これまでの**勘**を失い、戸惑ったに相違ない。
そして、古を談る時にはまわりの目を気にしなければな

らない息苦しい時代が、いついつ迄も、いつはてるとも知
れず続いていったと考えられる。

*

「隠されてしまった真実を知る者は、確実に、時を追って
少なくなっております。もしも思い返すのであれば、今こ

そが、残された最後の時でありましょう」

秀麗極まりない二上(にじょう)の山を仰ぎ見る良実の頬を、――

つと、白いものがしたたり落ちていった。

「お教えください。本当にこれで良いのですか。我が国の

栄誉ある歴史が、無残にも切り裂かれ切り刻まれた後に、

無理矢理つじつまを合わせて組み立てられ、これが真の歴

史だとしてまかり通る世の中になってしまったのですよ。

なるほど、理想とされた世の中が到来しているものなら

ば、何も申し上げることはいりません。しかしながら現

実は、既に早くも聖徳太子の崇高な『和』の理念とは懸け

離れた世情となってしまうって、ただただ藤原氏一門のみが

大きな力をつけたつあります。この理不尽な時代のどこに、

理想が反映されているといえましょうか。

いまさら、引き返すことは出来ないのでありましようか。

どうか何卒、日御子の偉大なお力でもって、真に理想的な、

麗しい世の中へとお導きいただきとう存じます」

良実は、そう祈願しながら、声をあげて泣いていた。

泣いて泣いて、男泣きに泣いて、泣き疲れて、しげしげ

と見上げると、——そこには、円い腕を二つ伏せたような

柔和な姿をした山があった。

良実はなぜかしら、ふっと、温かいものに包まれている

ような不思議な気がした。

*

5,374^P

〈至治〉参照)

している。「広辞苑」〈至治〉。「漢和辞典」小林信明、小学館

●また、『至治』は、世の中が最もよく治まることを意味
た時期を示し、夏至・冬至と称される。
●なお、『至』は、太陽(日)が南または北に行き極まっ

という天の教えだった。

うに」

て、『至治国』(天下の至ってよく治まること)を祈願するよ
「七ヶ所の霊社の神々を、この横山の麓の神社に合わせ祭っ

それは、

そんなある日、良実は、天の啓示を得た。

の穏やかさがその面にはあった。

もはや消え失せていて、ひたすら神にお仕えているもの

かつての、讒者の非義を憤っていた当時の険しい表情は

何ともいえない心穏安らぎを覚えるようになっていた。

故かしら、懐かしい、優しい母のすぐ傍に居るかのような、

いつしか良実は、二上の山に話しかけている時、……何

そうした日々が、長らく続いていった。

来を憂えた。

てゆき、その二上の山に向かって問いかけ、——日本の将

小野良実は、繰る日も繰る日も、神社の裏手の山道を登っ

良実は、よくよく熟考した末、二上の横山の麓の小さな神社に、次の七柱を合わせ祭った。

- 『健甞龍命』 神武天皇の孫、神八井耳命の子である。
- 延喜神名式、肥後国阿蘇郡に健甞龍命神社・阿蘇比咩神社
- があり、…今、阿蘇神社一宮・二宮と称されている。

〔日本書紀〕(4)日本古典文学大系、岩波書店、二九五頁、注一

四参照

- 『伊佐那岐命』 天照大神の父。
- 『宇佐八幡宮』 天照大神(=第二代目の神功皇后)の男
- 弟である月詠命。(当初「伊邪国」(宇佐国)を治めた去來紗
- 別尊(応神天皇の元の名)のことなのであろう、と考えてみた

- い) ■『仲哀天皇』 神功皇后(=初代神功皇后)の夫。
- 『箱崎八幡宮』 応神天皇。
- 『瀧津嶋姫命』 天照大神の娘、瀧津姫および市杵嶋姫。

- 『武内宿禰』 非常な長寿を保ち、景行・成務・仲哀
- (※古くは、瀧をタギと訓んだ。(広辞苑)〈瀧〉参照)

〔神功〕・応神・仁徳の五朝に仕えたとされる重臣。

* こうして、二上の塚の麓のこの小さな堂宇は『七国神社』

と名づけられ、世の中の平安が祈願されることになった。そしてまた、小野良実が流されてきて居処としていたあたりは、いつのころからか、『小野ノ里』と呼ばれるようになった。いま、その七国神社の社殿には、大きな額が掛けられていて、こう伝えている。

指定村社 七国神社

- 祭神
- 天照皇大神
- 田心姫神
- 神武天皇

- 鵜菅葺不合神
- 由緒

孝仁(弘仁)十四年(八三三)勸請

合併祭神

- 健甞龍命
- 伊佐那岐命
- 仲哀天皇
- 瀧津嶋姫命

- 宇佐八幡宮
- 箱崎八幡宮
- 武内宿禰

例祭日 十一月二十五日

承和年間(八三四~八四八)、小野篁朝臣の子良実卿、

讒者(あしごまに告げ口をする人)の為め罪を得、当小野ノ

5,375P

313頁

*

小野ノ 118P 末3行

里に謫居(流され場所)を卜(うらない)し、配(島流し)

在し、月を詠め、鴻雁(はくちょうや、かり)東に飛ぶ時

は遙に帝顔を拝し、讒者の非義(義理にそむくこと)を憤

り、無量(はかり知れない程)の祈誓(神に対する誓い)を

起し、七ヶ所の靈社、即ち前記の七柱を合せ祭り、全七年

(八四〇)三月、其の祈誓神明に徹せしに哉、良美卿終に

帰洛の勅命を蒙むれりといふ。是、当七国神社の由緒な里。

以上

大正四年十一月

従三位男爵 阿蘇惟爲 謹書

つまり、
* 述べたがらに

〈小野篁が隱岐島から召還されたのは、承和七年(八四〇)

二月十四日のことであつたが、早くもその翌月の三月

に、篁の子良実もまた許されて、「帰洛の勅命」を蒙むつ

た(自上や強力なものなどの動作を身に受けた)

というのである。

たぶん、

〈良実は、父の罪に絡んで罪人となり、父が許された

時、同時に赦免された〉

のである。

5,376^P

洛陽になぞえられた平安京

小野良実の祈誓が、神明に徹したのかも知れない。

三郎、名著出版〈高良山〉等参照)

本社寺大観「名著刊行会〈高良神社〉。「帝国地名辞典」太田為

もそれぞれ位階が進められたのだった。(続日本後紀)「日

よび筑前国の宗像神(田心姫・湍津姫・市杵嶋姫の三女神)

国の高良玉垂神(異説もあるが武内宿禰のことともいう)、お

この時、筑前国の竈門神(神武天皇の母玉依姫命)、筑後

下敷五等健甕龍神に従四位上が授けられた。

なお、その翌月の四月二十一日には、阿蘇神社の従四位

と述べられている。

平安京を『洛陽』の都にたとえて、…平安京へ帰るこ

とを、『帰洛』と称しているのである。

このように、平安京を『洛陽』の都にたとえる言い方は

ずい分多い。

たとえば、

《洛中・洛外・洛北・洛南・洛東・洛西・入洛・上洛・
参洛・帰洛・華洛(花洛)・京洛・聚洛・在洛・滞洛》

下浴

等々と言う。(第十八章「藤原京型だった平安京」の項におい

て既述)

でも、

「どうして、平安京を洛陽になぞらえるのだろうか」

と少々不審に思われる。

↑ いうまでもなく、平安時代(七九四〜一九二)初期

当時の中国『唐』(六一八〜九〇七)の首都は『長安』であっ

唐は、首都『長安』の他に、陪京として『洛陽』を東都、

『太原』を北都と定めていた。(『日本書紀』(7)日本古典文学

大系、岩波書店、三三九頁、注二七参照)

つまり何と、

〈往古の人々は、平安京の~~中心~~を、唐の首都『長安』にな

ぞらえず、——陪京の一つとされていた『洛陽』に擬して

考えていた

ように見受けられる。

一見、理解しにくいチグハグな感がある。

とはいえ、この微妙な食い違いの背景には、

①曹魏の時代(二二〇〜二六五)の『洛陽城』を模した王

都が、邪馬台国に築かれた。

この行仲はオオ

5,377P

②その時点以降平安時代に至るまでずっと、倭国(および、

倭国と日辺日本国統合後の日本国)の都城は『洛陽城』に

見立てられ続けてきた、

という実(オオ)に五百年以上に(オオ)およぶ、気の遠くなるような歴

史的事実があったの(オオ)と推察される。

現代のいわゆる常識的な見地から見れば到底信じ難いこ

とながら、恐らく、

①曹魏の時代の洛陽城を模倣した帝都が、倭国内に築かれ、

この都の様式が、……代々の王都に引き継がれていくうち、

いつしか我が国独特の『朝堂院形式』へと変貌を遂げたの

であらう。(図録の第12・13・14図参照)

②そして平安朝時代の人々は、平安京を洛陽城に見たてて

『洛陽』と呼びならわし、日本の都城の起源をしのぶ、よ

すがとしたのであろう、

と解される。

*

■なお、参考までに述べる、嵯峨天皇の御世(八〇九〜

八三三)に、

「平安京の東半分(左京・東の京)の~~中心~~を『洛陽』西半

分(右京・西の京)の~~中心~~を『長安』と名付けられた」

という。(『広辞苑』〈洛陽〉〈長安〉。「日本史辞典」東京創元

社〈京都〉参照

〈平安時代初期当時の人々は、洛陽のみならず、唐の首都長安にも深い憧憬の念をもっていた〉

ということがうかがえる。(第十八章〈藤原京型だった平安京〉の項において既述)

しかしながら、唐が九〇七年に滅んだからならぬだろう。『長安』という呼び方はたちまちすたれてしまい、『洛陽』が京都の代名詞となった。(『日本史辞典』東京創元社〈京都〉参照)

我が国の都城の起源が『長安』にあったのではなく、『洛陽』にあったので、……『長安』という名称は自ずから消滅し、『洛陽』が京都の代名詞となったのであろう。

やはり、「洛中」「洛外」「上洛」「帰洛」等のように京都を『洛陽』にたとえる方が、なじみ易かったのだらうと思

われる。■もっとも、従来、一般的には、「平安京は嵯峨天皇代に、左京を洛陽城、右京を長安城と名付けられたが、右京が早く廃れたことから、洛陽が京都

の代名詞ともなった」といった解釈がなされている。(『日本史辞典』東京創元社

〈京都〉参照)

5,378P

たしかに、一応理屈として辻褄があっているような感はあるものの、それでも、

「平安京を、唐の首都『長安城』にたとえないで、陪京の一つとされていた『洛陽城』の名で呼んだ」

というこの説明としては、もう一つ首肯しにくい。

〈平安京を『洛陽』の名で呼ぶ時、実に誇らしげに、親しみを込めて呼称する

という現実の奥に隠れている背景を考える必要があるのではなからうか。

小野良実の官職について

『扶桑故事要略』(僧盤察)を見てみよう。こう記されて

いる。

「小野小町は出羽郡司良実の女なり。仁明帝御宇擢られ出羽の郡司となれり。先先祖は孝昭天皇の子天足彦國押人命より出たり。世々近江滋賀郡小野の邑に在り。ゆゑに爲氏……」

とある。「小野小町」前田善子、三省堂、一四六頁参照)

①このところ、

〈仁明天皇の承和七年(八四〇)三月に帰洛の勅命を蒙むつた小野良実は、——そのうち仁明天皇の御世の後半にあだ

る承和七年三月以後、嘉祥三年(八五〇)三月十一日までの間に、擢られ出羽郡司(国司の下にあって郡を治めた)になつた。

②だが、あえていえば、

「世を行政官」

出羽郡司

「(小野良実)は仁明帝御宇擢られ出羽の郡司となれり」

と記されているだけだから、仁明帝御宇(八三三~八五〇)

の何時の事なのか明確でなく、

小野良実、肥後国へ流される以前の早い時期、つまり

仁明天皇が即位された天長十年(八三三)~承和五年(八

三八)十二月十五日(篁が隱岐国へ流されることになつた日)

迄の間に、擢られ出羽の郡司になつた。

とも解し得るわけである。

●なるほど、

父篁は天長十年(八三三)に三十二歳、承和五年(八三

八)に三十七歳だったのだから、——承和五年当時、子

良実はいせいで十歳合後半くらいであり、出羽郡司に任命

されていたかどうか微妙だ。

という印象が強い。

●とはいふものの、父篁の罪に連座してのことであるかの

ように、……ほぼ同時期に篁の子良実が流罪になつたので

5.379^P

あれば、

くもしかししたら良実、承和五年(八三八)以前に何等かの官職についていたのではなからうか

とも思われる。

*

そこで、とりあえずこの物語では、次のような経緯を想定してみたい。

(1)仁明天皇の御代の承和五年(八三八)以前に、小野良実

は擢られて出羽国(いまの山形・秋田両県)の郡司(国司の

下において郡を治めた)となつた。

(2)承和五年十二月十五日に父篁が罪を得、隱岐国へ遠流と

なつた。

(3)承和六年(八三九)に、良実が官位を剥奪され、肥後国

へ流された。

(4)承和七年(八四〇)二月十四日に、父篁が京へ召された。

(5)翌月の三月に、子良実も帰洛を許された。

(6)その後、良実は出羽守に任ぜられた。

と考えてみたい。

なお、『大系図』群書類従巻第六十三所収『小野氏系図』

『大日本史』に、

「出羽守良真」・「良真出羽守」

などと記されている。(第九十四章《篁は、小町の祖父かど
うかについて》の項冒頭において既述)

●承和七年(八四〇)に罪を許されてから後
《篁・良美の父子は、共に大いに昇進した》
と考えるのが妥当なように思われる。

参考迄に、出羽守の任命記事を抜粋してみよう。(六國

史索引) 吉川弘文館《出羽守》参照)

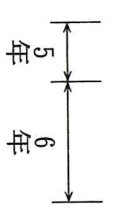
①承和七年(八四〇)三月五日。和氣眞菅任。

②同年(八四〇)六月十日。小野千株任。

③同年(八四〇)八月二十日。文室有眞任。

④ ⑤承和十三年(八四六)正月十三日。安倍安立任。

⑥仁寿元年(八五一)正月十一日。坂上富岑任。



大和守の任命記事 46P

と解される。

小野良美は、承和七年(八四〇)末以降に出羽守となり、

…承和十三年(八四六)正月十三日以前まで、その任に

ついていたのかも知れない。

●一方先に述べたように父篁は、承和八年(八四二)十

月に刑部少輔となり、次いで承和十四年(八四七)正月十

二日に参議となり、承和十五年(八四八)正月に左大弁と

なったのだった。(第九十四章《小野篁の子、良美》の項にお

いて既述)

5,380P